

汚泥再生処理センター建設工事
入札説明書

平成25年9月

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合

汚泥再生処理センター建設工事 入札説明書

- 目次 -

	Page
1 . 事業の趣旨	1
2 . 入札公告日	1
3 . 事務局	1
4 . 本工事の概要	1
5 . 既存施設概要	2
6 . 事業者の募集及び選定の手続き	2
7 . 入札参加資格	4
8 . 募集要項	6
9 . 入札参加資格確認（資格審査）	7
10 . 入札書類の提出	8
11 . 事業者の決定（本審査）	12
12 . 本契約締結までの取扱い	13
13 . 契約に関する事項	13
14 . その他留意事項	14

1. 事業の趣旨

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合（以下「本組合」という。）は「汚泥再生処理センター建設工事」（以下「本工事」という。）について、民間事業者（以下「事業者」という。）のノウハウや施工実績を踏まえた技術提案により、施設の性能や工事の効率性の向上及びコスト削減効果を期待し、設計と施工を一括とした発注による総合評価一般競争入札方式を採用することとした。

この入札説明書は、本組合が本工事を実施する事業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、地方自治法（平成22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合汚泥再生処理センター建設工事に係る総合評価落札方式実施要綱、本工事の入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、入札に参加しようとする者（以下「応募者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

応募者は、この入札説明書の内容を踏まえ、必要な入札書類を提出することとする。

2. 入札公告日

平成25年9月30日

3. 事務局

本入札において、本工事の事務を担当する部局（以下「事務局」という。）は以下のとおりとする。

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 環境衛生課

住所：山形県尾花沢市大字毒沢地内（環境衛生センター）

T E L : 0237-25-2737

F A X : 0237-25-2359

E-mail : kankyo_e@city.obanazawa.yamagata.jp

ホームページ : <http://www.kankyo-e.net/>

4. 本工事の概要

本工事の概要は次に示すとおりである。

(1) 工事名

汚泥再生処理センター建設工事

(2) 建設地

山形県最上郡舟形町大字堀内字ユスナゴ 1092-36、1092-47

（現有施設である環境衛生センター（し尿処理施設）の敷地内）

(3) 事業範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

①実施設計及び施工

ア.施設の概要

- 処理能力 : 35kL/日（し尿4kL/日、浄化槽汚泥25kL/日、農集排汚泥6kL/日）
処理方式 : 浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式＋高度処理
（ただし、前脱水、凝集沈殿方式とする。膜分離装置の採用は不可）
資源化方式 : 助燃剤化（し渣とともに脱水汚泥を場外搬出後、助燃剤化）

イ.工事の範囲

- 1)土木・建築設備工事
- 2)機械設備工事
- 3)配管設備工事
- 4)電気設備工事
- 5)計装設備工事
- 6)付帯工事、その他工事

②その他関連業務

循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援及び工事に係る各種許認可申請支援等、事業者が行うべき対応、その他関連業務

なお、本組合が行う業務は以下のとおりである。

- ア.本施設の一般廃棄物処理施設の届出
- イ.本施設の交付金申請手続き
- ウ.工事に係る各種許認可の申請手続き
- エ.その他これらを実施する上で必要な業務

(4)工事期間

平成26年4月下旬から平成28年11月25日（予定）

(5)予定価格

公表しない。

5. 既存施設概要

添付資料参照

6. 事業者の募集及び選定の手続き

事業者の募集及び選定は、施行令第167条の10の2の規定に基づく総合評価一般競争入札方式により行う。

(1) 契約締結までの流れ

入札公告から契約締結に至るまでの流れは図1のとおりである。

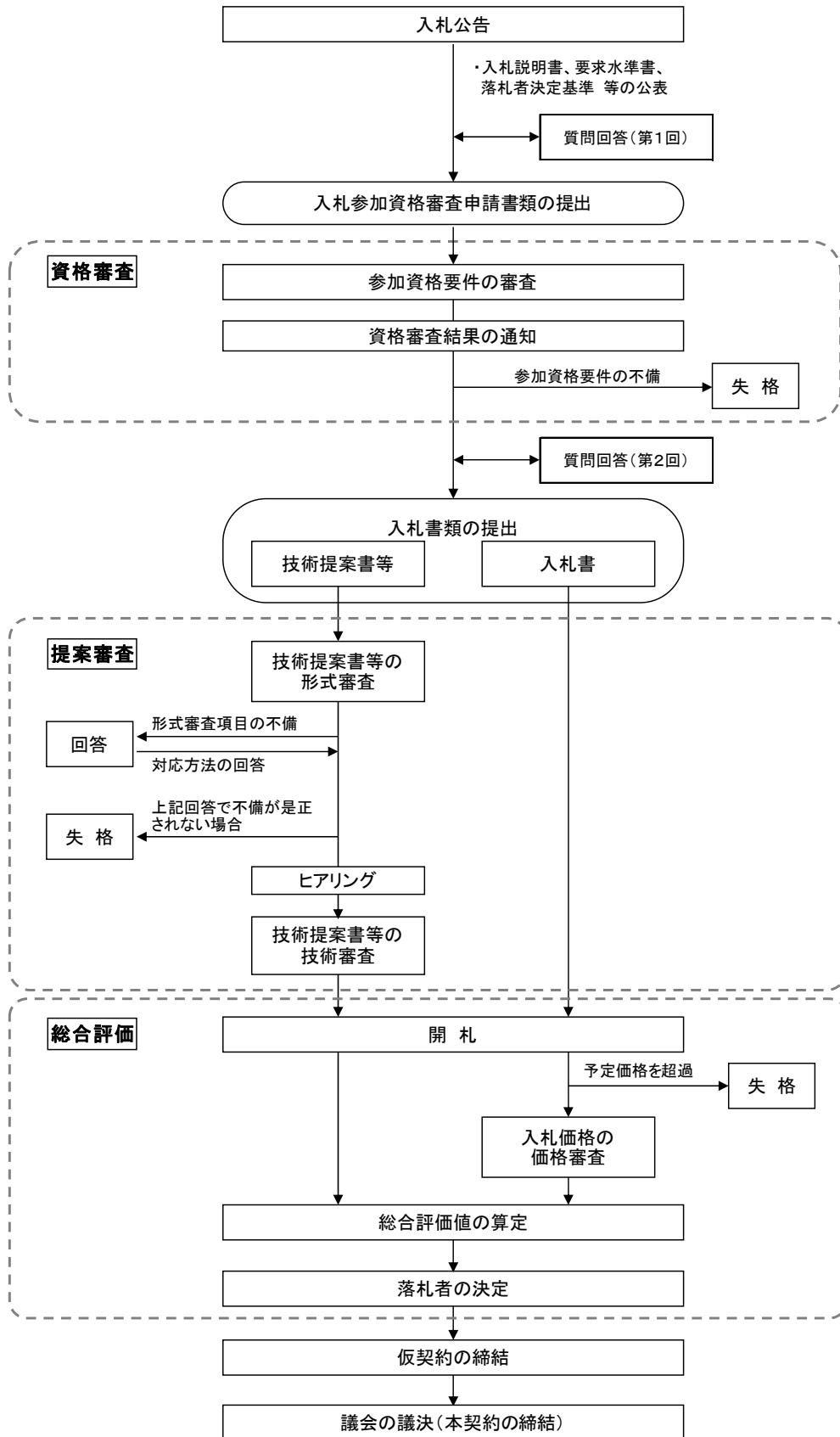


図1 契約締結までの流れ

(2) 契約締結までのスケジュール

契約締結までのスケジュールは、表1のとおりとする。

なお、スケジュールは、入札書類提出状況、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

表1 契約締結までのスケジュール

① 入札公告	平成25年 9月30日
② 質問の受付締切 (第1回)	10月16日
③ 質問回答 (第1回)	10月25日
④ 資格審査申請書類の受付締切	11月 1日
⑤ 資格審査結果の通知	11月12日
⑥ 質問の受付締切 (第2回)	11月21日
⑦ 質問回答 (第2回)	11月29日
⑧ 入札書類の受付締切	1月10日
⑨ 形式審査の実施	2月 中旬
⑩ 技術審査および価格審査の実施	3月 下旬
⑪ 落札者の決定	3月 下旬
⑫ 仮契約締結	4月 中旬
⑬ 議会の議決・契約の締結	4月 下旬

(3) 技術評価委員会の設置

本組合は落札者の選定にあたり、透明性及び公平性を確保し、専門的知見に基づいた審査評価を行うため、学識経験者等で構成される「尾花沢市大石田町環境衛生事業組合汚泥再生処理センター建設工事に係る技術評価委員会 (以下「技術評価委員会」という。)」を設置している。

なお、本件事業の落札者決定までの間に、本件入札に関して、入札参加者等が、技術評価委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出することにより、自己を有利に、または他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

7. 入札参加資格

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たし、かつ、入札参加資格の確認審査を受けなければならない。

(1) 参加資格要件

- ①本組合の入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者であること。
- ②施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③公告日から落札者の決定までの期間中に、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合建設工事等請負業者指名停止要綱の規程に基づく指名停止を受けていない者であること。

- ④納期限の到来した法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑤下記の各法律の規定による各申立てがなされていない者であること。
- ア.破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申立て
- イ.会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項または第2項の規定による更生
手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の事例によることとされてい
る更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条
第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）
- ウ.民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て
- ⑥本工事に係る事業者選定業務に関与した者と資本面及び人事面において関連のないものであ
ること。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50
を超える株主を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者をいい、「人
事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）
なお、本工事に係る本組合の事業者選定業務に関与した者は次のとおりである。
- ・株式会社 エイト日本技術開発
- ⑦建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ⑧建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を
行っていること。
- ⑨施工現場に、建設業法における清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有する者を専任と
して配置すること。
- ⑩ ⑨に掲げる者は、本工事の入札参加資格審査申請書類の提出日において、応募者と直接的
かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月を経過しており、他の工事に従事して
いない者でなければならない。ただし、本工事の入札参加資格審査申請書類の提出日におい
て、他の工事に従事している者であっても、契約日以降に本工事に配置することができる場
合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。
- ⑪国内に本店を有すること。
- ⑫過去10年間で、循環型社会形成推進交付金または廃棄物処理施設整備費国庫補助金による
35kL/日以上の上水処理施設(汚泥再生処理センター含む)建設工事(新設または更新に限る。
生物処理をしない下水放流施設は除く。)の元請受注実績を有すること。
- ⑬本施設のプラントの設計・施工を適切に行う基本的な技術力を有していること。
- （「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針に
ついて」（平成12年10月6日生衛発第1517号（平成15年12月19日環廃対発第031219003
号一部改正））別添1「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター性能指
針」第4-1-(2)及び第4-2-(2)に示される事項について説明できること。）
- ⑭募集要項の公表期間内にデータを収納したCD-Rを購入していること。

8. 募集要項

募集要項は入札書類を作成するに当たっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。なお、本組合が今後配布する資料及び回答書は、募集要項と一体のものとし、募集要項を補完・修正するものである場合には、募集要項より優先するものとする。

(1) 募集要項の構成

募集要項は、次の書類により構成される。

- ①入札説明書
- ②様式集
- ③落札者決定基準
- ④要求水準書

(2) 募集要項の公表

募集要項は次のとおり公表する。

- ①公表日：平成25年9月30日（月）から平成25年11月1日（金）まで
- ②公表方法：データを格納したCD-Rを事務局で販売する。

(3) 募集要項説明会

募集要項説明会は実施しない。

(4) 募集要項に対する質疑回答

募集要項の内容等に対する質疑を次のとおり受け付ける。

- ①受付期間 第1回：平成25年9月30日（月）～平成25年10月16日（水）正午
第2回：平成25年11月13日（水）～平成25年11月21日（木）正午
- ②提出方法：質疑のある者は、【様式第1号】に、その内容を簡潔に記載し、受付期間に事務局宛に電子メールにて送信すること（メール件名：汚泥再生処理センター建設工事募集要項質疑提出）。持込み又は郵送による書類、口頭、電話等による質疑は受け付けない。質疑受付の終了時刻に関しては着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。事務局は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。
なお、第2回の質問については、「9. (4) 入札参加資格審査結果の通知」の入札参加資格を得た応募者（以下「参加資格者」という。）のみ質問書を提出することができるものとする。
- ③回答公表日 第1回：平成25年10月25日（金）（予定）
第2回：平成25年11月29日（金）（予定）

電子メールにて回答する。ただし、質問提出者名の公表はしない。

(5) 既存施設の現場確認

既存施設状況の確認を次のとおり受け付ける。

- ①期間：平成25年9月30日（月）～平成25年12月27日（金）（土日祝日は除く）
- ②時間：午前（9：00～12：00）、午後（1：00～4：00）
- ③申込方法：【様式第2号】に記載し、電子メールにて送信すること。件名は「汚泥再生処理セ

ンター建設工事 現場確認 申込」とすること。申込は本組合からのメールでの回答をもって完了するものとする。また、原則として、希望日の2日前までに送信すること。なお、施設への直接申込は受け付けない。

④申込先

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 環境衛生課
住所：山形県尾花沢市大字毒沢地内(環境衛生センター)
T E L：0237-25-2737
F A X：0237-25-2359
E-mail：kankyo_e@city.obanazawa.yamagata.jp
ホームページ：http://www.kankyo-e.net/

⑤その他

- ア. 複数回の現場確認も可とする
- イ. 申込希望日が重なった場合、本組合の都合等で確認できない場合などは、調整を行うものとする。

9. 入札参加資格確認（資格審査）

応募者は、入札参加資格審査申請書類を事務局に提出し、入札参加資格の有無について、確認審査を受けるものとする。

(1) 入札参加資格審査申請書類の構成書類

入札参加資格審査申請書類の構成書類は、次のとおりする。

- ①一般競争入札参加申請書【様式第3号】
- ②入札参加資格審査申請書【様式第4号】
- ③委任状【様式第5号】
- ④受注実績調書【様式第6号】

「受注実績調書」には同調書の記載内容を証明できる契約書等の写し又は受注実績証明書【様式第7号】のいずれかと、参加資格条件を満たしていることを証明できる図面及び仕様書等の写しを添付すること。なお、契約書等の写しについては、財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス、CORINSの「受注登録工事カルテ受領書」又は「竣工登録工事カルテ受領書」の写しに代えることができる。

⑤配置予定技術者調書【様式第8号】

監理技術者資格者証の両面の写しを添付すること。(ただし、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、監理技術者講習終了証の写しも添付すること。)

また、監理技術者の直接的かつ恒常的雇用関係を証明する書類として、健康保険被保険者証(写し)または雇用保険被保険者証(写し)のいずれかを添付すること。

⑥建設工事入札参加資格審査申請書(経営事項審査結果通知書(写し)、納税証明書(写し)、

その他国交省に準ずる提出書類) (A 4 縦ファイルで提出)

⑦誓約書

(2) 入札参加資格審査申請書類の提出期間・提出方法

①提出期間：平成25年9月30日(月)～平成25年11月1日(金)

②受付時間：午前9時から午後5時(ただし、正午から午後1時まで及び、土日祝日を除く。)

③提出方法：提出期間中に事務局へ持参又は郵送(書留又は配達記録郵便)すること。受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

(3) 資格審査基準日

「7.(1)」の参加資格要件の資格審査基準日は入札参加資格審査申請書類の提出日とする。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果については、平成25年11月12日(火)以降に応募者に対し、入札参加資格審査結果通知書により通知する。また、入札参加資格が認められなかった者には、理由を付して通知する。

(5) 入札参加資格が認められなかった理由の説明要求及び回答

資格審査の結果、入札参加資格が認められなかった応募者は、その理由について、本組合が通知した日の翌日から起算して3日以内(土日祝日は除く)に書面(書式は自由)により説明を求めることができる。

本組合は入札参加資格が認められなかった理由を、当該請求を行った応募者に対し、速やかに書面により通知する。

(6) 入札参加資格の喪失

参加資格者が、入札参加資格確認後から落札者の決定までの期間に、入札参加資格を欠くような事態が生じた場合及び、各提出書類に虚偽の記載をしたと認められた場合には、当該参加資格者の入札参加資格を取り消す。

10. 入札書類の提出

参加資格者は、要求水準書に示された要求要件を踏まえて、入札書及び本工事に対する技術提案内容を記載した書類(以下「入札書類」という。)を事務局に提出する。

入札書類を提出した参加資格者(「10.(6)」の入札の辞退者を除く)を「入札参加者」という。

(1) 入札書類の構成書類

入札書類は次のとおりとする。なお、様式内に別途指示がある場合を除き、提出書類に企業名を直接的に特定できる記述を行わないこと。

①入札書類提出書【様式第9号】

②入札書(封筒(長形3号以下)に封緘すること)【様式第10号】

③委任状【様式第11号】

④工事費内訳書（入札書と共に封筒（長形3号以下）に封緘すること）【様式第12号】

⑤形式審査に係る技術提案書【様式第13号】

⑥技術提案書【様式第14号】

⑦技術提案書補足資料【様式第15号】

ア. 提案設計資料

- 1) 各設備概要説明
- 2) プロセス説明（各プロセス及び独自の設備）
- 3) プラントの運転条件（運転時間一覧表含む）
- 4) 設計計算書
- 5) 用役量の根拠資料
- 6) 工事工程表
- 7) 主要機器の耐用年数
- 8) 経年的補修・整備費一覧表
- 9) 運転管理人員及びその組織体制
- 10) 予備品・消耗品リスト
- 11) 処理工程別水質
- 12) 主要機器メーカーリスト
- 13) 分析器具
- 14) アフターサービス
- 15) 使用特許リスト
- 16) 準拠する規格または法令等

イ. 提案図面（用紙サイズA3横）

1) 全体配置図

- ・ 処理棟、駐車場、地下タンク、放流管、構内道路、植栽（樹木、芝等）等を明示。
- ・ 工事範囲敷地境界線、方位、計画地盤高、敷地高低差を明示。

2) 動線計画図（場内）

- ・ 一般車、バキューム車、トラック（製品等運搬用）、薬品等ローリー車の進入・退出ルートを表示。
- ・ 沈砂、及び助燃剤等の搬出ルートを表示。

3) 動線計画図（作業員、見学者）

- ・ 作業員、見学者別に起点～終点を表示。
- ・ 見学ポイント（立ち止まり点）を表示。

4) フローシート（全体）

- ・ 実線、破線等により系列別にライン表示。
- ・ 処理工程別水質を併記。

- ・バイパスラインも図示。
- ・各処理設備（給排水含む）の内容がわかるように図示。

5) フローシート（処理工程別）

- ・数量（槽数、基数、台数）毎に図示。
- ・コンベヤも図示。
- ・計装品（流量計、液面計、水質計等）も図示。

6) 水位高低図

- ・ポンプ関連の水槽には LWL も表示。
- ・槽底に勾配、ピット（ポンプ関連の水槽では H300mm 以上とすること）を設ける場合は各々のレベルを表示。
- ・沈砂槽に係るレベルも表示。

7) 機械設備（機器、盤類）の各階配置平面図

- ・フローシート表示の機器類をすべて表示。
- ・盤類、ホイストレールも図示。
- ・コンベヤ類も図示（矢印とも）。
- ・水槽関連ポンプ類はサクシオン配管をライン表示。
- ・点検歩廊（レベル含む）、階段を図示。

8) 機械設備（機器、盤類）の配置断面図（主要各軸 2 断面以上）

9) 施設各階平面図（屋根伏図含む）

- ・排水溝、ポンプピット、水槽勾配、ピット、グレーチング蓋を図示。
- ・マンホール、機器搬出口、マシンハッチ、ホイストレールを図示。
- ・受入室等にバキューム車、トラック（助燃剤等運搬用）を図示。

10) 施設断面図（主要各軸 2 断面以上）

- ・二次コンクリート、排水溝も図示。

11) 施設立面図（各 4 方向）

- ・仕上げ区分、主要目地、小庇も図示。

12) 単線結線図

13) 仕上表（建築概要、各室延べ面積とも）

- ・要求水準書添付資料「各室内部仕上げリスト」を参照。
- ・水槽関係は要求水準書「防水・防食工事」を参照。
- ・建築概要、各室延べ面積を記載すること。

(2) 入札書類の提出期間・提出方法

①提出期間：入札参加資格審査結果通知日～平成 26 年 1 月 10 日（金）

②受付時間：午前 9 時から午後 5 時（ただし、正午から午後 1 時まで及び、土日祝日を除く。）

③提出方法：入札書類は次のとおり整理し、提出期間に事務局へ持参又は郵送（書留又は配達

記録郵便) すること。受付の終了時刻に関しては着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。正 1 部は押印のこと。

ア. 入札書類 10. (1) ①、②、③、④ 正 1 部

- ・ ②入札書及び④工事費内訳書は同一封筒に封緘すること。(長形 3 号以下)

イ. 入札書類 10. (1) ⑤、⑥ 正 1 部、副 10 部、電子データ 1 式

- ・ 正 1 部、副 10 部：A 3 横ファイルで提出
- ・ 電子データ 1 式：CD-R 等 (Windows 対応 Microsoft 社製 Word、Excel 使用)

ウ. 入札書類 10. (1) ⑦ 正 1 部、副 10 部、電子データ 1 式

- ・ ⑦ア. 提案設計資料
 - ・ 正 1 部、副 10 部：A 4 縦ファイルで提出
 - ・ 電子データ 1 式：CD-R 等 (Windows 対応アドビシステムズ社製 AdobeReader で閲覧可能 (PDF 形式) かつテキスト抽出できる形式とする。)
- ・ ⑦イ. 提案図面 (用紙サイズ A 3 横)
 - ・ 正 1 部：A 4 縦ファイルに折込提出、副 10 部：A 3 横ファイルで提出
 - ・ 電子データ 1 式：CD-R 等 (Windows 対応アドビシステムズ社製 AdobeReader で閲覧可能 (PDF 形式) とする。)

(3) 入札書の記載金額について

入札書の記載金額は、消費税及び地方消費税相当額を除く額を入札書に記載すること。

(4) 要求水準書範囲外の提案について

要求水準書に規定されている内容 (業務範囲及び仕様) 以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問 (第 1 回または第 2 回) において、本組合に確認し、了解を得たものに限り有効とする。本組合の了解を得ずに提案を行った場合には、形式審査において失格とする。

(5) 入札書類の修正等の禁止

入札書類の提出後の修正、差換え、再提出又は撤回は、以下の場合を除き認めない。

- ・ 審査の過程において本組合が入札書類の明瞭化作業を行う場合。

(6) 入札の辞退

参加資格者は、入札書類受付締切日までに随時入札を辞退することができる。本入札を辞退する場合は、入札辞退届【様式第 16 号】を事務局に持参又は郵送 (配達記録又は書留) により提出すること。なお、入札を辞退した場合に、今後、本組合の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

(7) 入札に当たっての留意事項

入札に当たっては、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号)」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期もしくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、

契約の解除等の措置をとることもある。また、その他、本組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(8) 入札の延期等

本組合は、競争性を確保し得ないと認めたときは、入札の執行を延期し、中止し、または取り消すことがある。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。また、入札の効力は本組合が決定することとし、入札参加者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

- ① 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- ② 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- ③ 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- ④ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正の行為によった入札
- ⑤ 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- ⑥ 各提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- ⑦ その他入札に関する条件に違反してした入札
- ⑧ 「10. (9) ④又は⑤」に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

11. 事業者の決定（本審査）

本組合は、落札者決定基準に基づき、技術評価委員会の審査評価を経て、総合評価方式により落札者を決定する。

(1) 形式審査

技術提案書等が、要求水準書に規定された要求水準を満たしているか等の審査を行う。書面により不備を指摘してもなお、形式審査項目を満たさない入札参加者は失格とする。

(2) 技術審査

形式審査を通過した入札参加者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に、技術提案書等について審査し、技術評価点を決定する。

技術評価委員会は、技術提案書等の審査及び評価を行うにあたり、最終審査対象者に対しヒアリングを行う。なお、ヒアリングについては、最終審査対象者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施することを予定している。

ヒアリングは平成26年3月下旬を予定しており、開催要領の詳細は、別途提示する。

(3) 価格審査

技術審査の終了後に価格審査を行う。

なお、価格審査に先立ち、入札書の開札を最終審査対象者の立会いで行う。開札日時、立会

いの方法等については、各最終審査対象者に書面により通知する。

入札書に記載された入札価格が、予定価格の範囲内であることの確認を行い、入札価格を点数化し、価格評価点を決定する。

(4) 総合評価値の算定

技術評価点と価格評価点から総合評価値を算出し、総合評価値の最も高い最終審査対象者を最優秀提案者とする。なお、総合評価値が最も高い最終審査対象者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて最優秀提案者を決める。

(5) 落札者の決定および公表

本組合は、最優秀提案者を落札者として決定し、速やかに公表するとともに、その結果を落札者および各入札参加者に通知する。また、総合評価の結果に関する次の事項を、併せて公表するものとする。

- ①入札参加者名
- ②各入札参加者の入札金額
- ③各入札参加者の技術評価点
- ④各入札参加者の価格評価点
- ⑤各入札参加者の総合評価値

(6) 審査結果の疑義照会及び回答

入札参加者は、公表された評価点等について、公表した日の翌日から起算して5日以内（土日祝日は除く）に書面（書式は自由）により、疑義の照会をすることができる。

本組合は照会があった場合は、当該入札参加者に、書類を受理した日の翌日から起算して10日以内（土日祝日は除く）に回答する。

12. 本契約締結までの取扱い

本工事は、契約締結につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び、準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、仮契約を締結し、議会の議決後に、本契約を締結するものとする。

ただし、議会の議決日までの間に、落札者が尾花沢市大石田町環境衛生事業組合建設工事等請負業者指名停止要綱の規程に基づく指名停止を受けた場合、又は落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当である場合は、当該落札者を失格とし、予定価格の制限の範囲内で、他の最終審査対象者のうち、最も総合評価値の高い最終審査対象者を最優秀提案者とすることがある。

13. 契約に関する事項

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

準用する尾花沢市契約に関する規則による。

(3) 支払条件

平成26年度 前金払・部分払 有り

平成27年度 前金払・部分払 有り

平成28年度 前金払・精算払 有り

(4) 契約書の作成

落札者は交付された契約書に記名押印し、当該契約を締結すること。

(5) 関連する他の工事の請負契約の予定

本工事に関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

(6) その他

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合建設工事請負契約約款に基づく。

(7) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 環境衛生課

住所：山形県尾花沢市大字毒沢地内(環境衛生センター)

T E L : 0237-25-2737

F A X : 0237-25-2359

E-mail : kankyo_e@city.obanazawa.yamagata.jp

ホームページ : <http://www.kankyo-e.net/>

14. その他留意事項

(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律について

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

(2) 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合建設工事等請負業者指名停止要綱第2条の規定による措置

最優秀提案者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合は、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合建設工事等請負業者指名停止要綱第2条の規定により、指名停止の措置を行う。

(3) 費用負担

応募者若しくはその代理人又は契約の相手方が本工事に係る入札に関して要した費用については、すべて当該応募者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(4) 業務の委託

事業者は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、または請け負わせることについて、本組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 提案内容の担保

落札者となったものが、契約後、その者の責により、提出された形式審査に係る技術提案書及び技術提案書等の提案内容が満足できない場合は、以下の措置を講じる。

- ①提案内容と実施設計及び施工等の内容に著しい差異があるときは、契約解除を行うことができる。
- ②要求水準書に規定する性能試験の際、提案内容と差異があるときは、設備の改善を命じる。
- ③補修費などの将来にわたる提案についても、誠意をもって本組合との協議に応じること。

(6) 提出資料の秘密の保持

形式審査に係る技術提案書及び技術提案書等の応募者から提出された資料については、公にすることにより、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるため、公開しないものとする。

(7) 提案内容の使用

形式審査に係る技術提案書及び技術提案書等の提案内容については、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態となった場合、提案者に通知することなく、本組合が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的使用を有する提案についてはこの限りでない。

(8) 著作権等

提出された入札書類の著作権は、当該書類を提出した入札参加者に帰属するものとする。ただし、本工事において公表が必要と認めるときは、本組合は、提案書の全部又は一部を無償で使用することができる。

(9) 募集要項等の使用の制限

本組合から提示された募集要項及びその他の資料は、本入札への参加の目的にのみ使用することとし、他の一切の目的のために使用しないこと。

(10) 使用言語等

本工事に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また応募に関する提案書類、質疑、審査等における通貨は日本国通貨、単位は国際単位系とする。本入札説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

(11) 本入札説明書に規定のない事項について

本入札説明書に規定のない事項については、準用する条例、準用する規則、準用する規程等に定めるところによるものとする。